

「文部省」名の意味と変質⁽¹⁾

－「文」に注目して－

田 中 萬 年

目 次

- はじめに
1. 文部省設置の経緯
 2. 「文」と「文部」の読みと意味
 3. 近世以降の「教授＝学習」概念の用語
 4. 布達に見る文部省設立の意図
 5. 「学制序文」に見る学制の意図
 6. 「学問」の同義語と「文部省」
 7. 「文部省」名の変質
 8. 「教育」の人民への浸透
- おわりに
- 補論 "Education"は「教育」ではない

はじめに

労働省は労働者や労働に関しての省であった。このように省庁の名称でその省庁が司っている業務内容の枠組みを予想できる。ところで、教育を司っている官庁は長年文部省（以下、文部省の用語で書く）だった。しかし、教育を推進している官庁が「文部」省という名称ではその業務を理解できないのではないか。教育を司る省が何故に「文部省」の名称で設立されたのかの説明は文部省史にもなく、またこのことを解明した研究を寡聞にして知らない。

ところで、「教育基本法」もそうだが教育関係法では「教育」の定義をしていない。そこで『広辞苑』を見ると「教育」を次のように定義している。

きょう・いく【教育】①教え育てること。人を教えて知能をつけること。人間に他から意図をもって働きかけ、望ましい姿に変化させ、価値を実現する活動。「新人を－する」「学校－」「社会－」「家庭－」②－を受けた実績。「－のない人」

上のような捉え方が今日わが国民の多数が認める考え方なのであろう。そして、上に示されたような「教育」に関する業務を文部省は実施しているということなのだろう。しかし、「教育」を担当する省が何故

に文部省なのであろうか。「教育省」であれば用語の上では納得できる。つまり、省庁の名称として「文部」とは何か、ということである。「文部」とは「教育」では無いはずであるからである。今日の教育の混迷を解くためにもこの疑問の解明は緊要といえる。

1. 文部省設置の経緯

まず、文部省が設置される前後の中央官庁の設立・再編の経緯を簡単に整理してみたのが第1表である。表の経緯を見ると、文部省の設置にはいくつかの特徴があることに気付く。

第1は、他の省庁より2年遅れて設置されたことである。このことは中央の省庁としては最初は考えられていず、「大学校」でその業務を実施させようとしていたことである。江戸時代までの寺子屋や藩校の学習活動が根付いて継続されていたことを予想させる。

第2は、文部省設置の前に、刑部省が司法省に改革されたように、「部」を廃して省庁名を業務の用語に転換していたことである。このことは業務の用語を用いて「教育省」でも良かったことを示している。しかし、実際には「部」を用いた「文部省」が成立されたのである。

第1表 官庁設立改編の経緯 (西暦で表す)

明治2年8月	「政府官制」交付。神祇官、太政官、民部省、大蔵省、兵部省、刑部省、宮内省、外務省の2官6省。
8月	昌平学校を中心に「 大学校 」を設立。開成・医学校を大学分局として、高等教育と教育行政を担う。
明治3年1月	大学校を「 大学 」、開成学校を大学南校、医学校を大学東校と改称。
12月	工部省設置。
明治4年8月	刑部省を 司法省 に改革。
8月	廃藩置県を実施。
9月	大学を廃止し、 文部省 設置。
9月	神祇官を神祇省に改革。
明治5年4月	神祇省を 教部省 に改革。
9月	「学制」頒布。
明治6年11月	民部省を内務省に改革。
明治10年1月	教部省 を 内務省 に合併 ^(注) 、社寺局となる。

(注) 明治5年11月25日に教部省を文部省に合併したとする岩波書店『近代日本総合年表』は誤りである。

第3は、第2の続きとして、「部」を用いるのであれば「教部省」であるべきと思われるのに「教部」は用いられず「文部省」であった。しかし、略年表のように「教部省」は予定されていたため、使えなかったことが分かる。「教」は宗教の意味を表す意味が強かったことが予想される。

第4に、明治初期の省庁の名称は、「部」を付した名称であっても「文部省」を除けばいずれもその業務の内容について想像が付くことである。しかし、「文部」のみは意味不明といえる。当時の人々は文部省の役割をその名称から理解していたのであろうか。

我々の関心は第3と第4の疑問になる。「教部」を使えないとしても何故に意味の分からない「文部」なのだろうか。この疑問の解明のためには、先ず「文」または「文部」の用語を見ておかねばならない。

2. 「文」と「文部」の読みと意味

「文」の文字を連ねた熟語は多い。しかし、その多くは「ブン」と読む熟語である。これを「モン」と読む熟語は多くなく、「文句」、「文言」、「文書」、「文字」、「文盲」、「文様」、「文部」、「斑文」、「経文」、「祭文」、「人文」、「天文」等である。そして単位としての「文」がある。なお、これらの「モン」と読む熟語も「ブン」の読み方が有ることに気づく。

また、国語辞典に「文部省」はあっても、しかし「文部」＝「モンブ」の用語は紹介されていない。文部には「ブンブ」という本来の中国語の意味があり、

「モンブ」という読みは日本的な意味だからである。文言「ブンゲン」・「モンゴン」も同様である。

つまり、「文部」(ブンブ)とは、唐の時代(752年)にそれまでの「吏部」を改称した官庁だったが、5年後にはまた元の吏部に復称している。「吏部」とは文官の選任、勲階・懲戒などを扱った官庁であった。

なお、中国の「吏部」に似た業務を司っていた我が国の「式部省」も、唐が改称した直後の758年に「文部省」に改称したが、唐と同様に6年後には元に戻している。日本の「式部省」とは文字通り儀式や人事を司る役所であった。

このように、わが国で明治以降に用いている二度目の文部省の「モンブ」の読みと意味は中国での用法とは異なることが分かる。つまり、「モンブ」には日本的な読みと意味が込められており、わが国独特の用法であることが分かる。

それでは日本の意味の「文部＝モンブ」はどのように形成されたのであろうか。その解明のために今日の「学習」の概念を意味する言葉をみる必要がある。

3. 近世以降の「教授＝学習」概念の用語

先ず江戸時代の庶民の学習機関である寺子屋はどのように捉えられていたかを見てみよう。次ページにみるような歌川派の絵師花里(一寸子)が江戸末期の寺子屋の様子を「文学萬代の寶」と題して描いた浮世絵がある⁽²⁾。この絵は、「男女6歳にして席を同じうせず」の諺が守られていたことをしめしているといえよ



高位貴人もあげもちひ給ふは、尊き芸の明なる徳ならずや。また月日を合てあきらかといふ。人兩眼あつて、おしへずして諸色物々をよく見わけるといへど文学筆道はならずして見わけがたし。きりよりつぱなる人がらにして、なりをかざりても、筆とる事知らぬは、はずかしき見にくきものなり。文道をしらぬものは自ま、をいふ者おし。又俗にあきめくらくと云。故に無筆は兩眼有て無きが如し。たとへば日蝕月蝕有がごとし。人万年の命をたもつ事なし。文筆をもつて、つたへ置ときは幾万年を経て古人のころをしり、先祖のつたへ逢てはなす如し。金銭財宝は尺朽る事有。文学筆道は末代不朽名を残す。かく尊き文学の師恩を夫程におもわぬも歎々敷親たる者子孫に能々教さとし、世の通用だけは教ゆべし。故に文武は国家を治る尊き重宝の種と云々。

文学ばんだいの實

末の巻

文学萬代の實

始の巻

世の中の諸芸何れも其道に妙あり。そが中に文学筆道は高きもひくきもしらではかなわぬ芸にして、たとへば、人づてことづての及ぬ所、或は内用外聞をいとふ事を、居ながら我おもふやうをのべ、一筆一紙にしたため、日本はさらなり、唐土天竺万里のほか迄も美名をあげるも、文筆道の尊き徳なり。故におさなき時よりおしへ置べし。身分いやしき人にて此道に達したるはいと奥ゆかしく、金銭をたくわふるを欲するものは、かならず仁惠文情はいらぬ事とあざける者なり。是は論ずるにたらず。貧福の有無は智才のあづかる所にてはなく、古人のおしへにも仁心仁文とて慈悲恵む心の有、其上にきれいにあやどりたるを仁文といえり。人は口仁心文学を本とするを第一にして、家国を治るも、この尊き道より出る。文筆を能くする人は、身いやしくとも

う。それぞれ助教らしき者がおり、男性の師匠の後ろには「史記」と「日本…」が、女性の師匠の後ろには「生花大全」、「香道、茶道、哥…」のいわゆる“読み・書き・算”の後に学ぶであろう教材が並べられている。当時、寺子屋ではこれらの教材の他に「往来物」を用いて庶民が必要な仕事に関することも指導していた。往来物は江戸末期に7,000種に及んでいたという。このように、寺子屋では単に基礎的な読み・書き・算の

指導だけではなく、職業に関する学習が受講者の必要に応じて施されていたのである。

さて、絵には「文學萬代の寶」の解説が記されているが、この現代語標記が下の文章である⁽³⁾。この解説のように、寺子屋での学習が「文学」であることがわかる。江戸時代には「文学」は学習の意味であったのである。このことは補論で紹介するヘボンの『和英語林集成』で「文學」を“Learning to read, pursuing literary

studies”としていたこと、また『大言海』(昭和7年、富山房)では「(一)書ヲ読ミテ講究スル学芸。」「大漢語林』(平成4年、大修館書店)では「①学芸。学問。孔門の四科(德行・言語・政治・文学)の一。」、さらに『日本国語大辞典』(2001年、小学館)においては「①(古くは「ぶんかく」とも)(一する)学芸。学問。また、学問をすること。」とそれぞれ第一番目に学習することを解説していることから首肯できる。

特に、「文学萬代の寶」の最後の部分には次のような記述がある(傍点引用者)。

金銭財宝は尽朽る事有。文学筆道は末代不朽名を残す。かく尊き文学の師恩を夫程におもわぬも歎々敷親たる者子孫に能々教さとし、世の通用だけは教ゆべし。故に文武は国家を治る尊き重宝の種と云々。

このように、文学の必要性を「教え」というように使用している。そして、「文学」が国のためになり、当然ながら武術と対等であると考えられていた。「文武」の「文」とはこのような学習する「文学」のことであったことが分かる。

「文学」の用語に学習の意味があったことについては中国における例もある。後に紹介する初代文部大臣となる森有礼は、1871(明治4)年にアメリカ公使となったが、その時日本のその後の「教育」のあり方を検討した“Education in Japan”を出版した。この本は日本での翻訳版の発行よりも早く、中国は日清戦争に敗れた直後1896(明治29)年に翻訳出版したが、その題名は『文学興国策』だった。つまり、“Education”を「文学」としていたのである。

これらのように、「文学」の用語は今日的な学習や「教育」に相当する言葉として利用されていたことが分かる。

4. 布達に見る文部省設立の意図

ところで、1871(明治4)年に文部省が設置される以前の教育=学習機関としては次の4種であろう。

第1は地方の藩が運営していた藩校である。第2に藩校の他にも藩が設立した庶民のための「郷学」がある。この中には明治になって設立されたものもある。第3は庶民が必要に応じて学んでいた寺子屋である。そして第4は学問を志した者に開いていた私塾である⁽⁶⁾。これらが、明治政府の樹立後も存在していたことが予想される。即ち、明治政府樹立直後も未だ地方では旧藩が存在していたからである。

寺子屋と私塾は私営といえる。藩校と郷学は藩の運営、つまり公営である。従って廃藩置県が実施されると、必然的に藩校の運営が問題となる。この問題と文部省の設立には大きな関係が有るようだ。文部省の設置は既存の藩校の処遇の問題でもあったのである。その一端を窺える資料として、次のような文部省設置の布達がある⁽⁵⁾。

明治四年九月(日闕)文部省布達無號

従来藩費ヲ以諸学為修行東京其外へ差出候生徒今般廢藩被仰出候ニ付為引取候向モ有之哉ニ相聞甚不都合ノ至ニ候元来学問之儀ハ人民一日モ缺ク可ラサル事ニ付折角勉強罷在候生徒空敷為引拂候而ハ進歩之妨ニモ可相成就テ者追テ一定ノ学制モ布行可相成候得共夫レ迄ノ處ハ先従前之通相心得修業為致候様乍去廢藩前ヨリ引続修学為致置候分者姓名取調可差出右以後差出候節ハ窺之上可取計事(傍点引用者注)

この文部省設立の布達から、廃藩により藩費で学んでいた生徒と藩校が問題になることを危惧していることが読み取れる。そこでは「元来学問之儀ハ人民一日モ缺ク可ラサル事」として、人民に学問の必要性を述べ、そのために文部省を設立したとしている。

また、本稿との関係で注目したいのはこの布達には「教育」の文字が使用されていないことである。つまり、文部省設立の当初の政策目的に「教育」はなかったのである。文部省が人民に与えるべき役割は「学問」だという認識であったことが分かる。

5. 「学制序文」に見る学制の意図

文部省が設立された翌年、上の学問を人民に与えるために「学制」を制定した。「学制」は今日の「学校教育法」のような内容で109章(条)からなる(後に213章)。私営を許可しないと記していないが寺子屋や藩校や郷学を廃止して、まず学校を政府が設立する意図を人民に説明しなければならない。このために人民へのPRも兼ね、「学制」を解説した「学事奨励に関する被仰出書」(以下「学制序文」という)を公布した。

「学制序文」の全文は次頁に示すように900字ほどの短い文章である。用いられている漢字には読み方のルビを右側に、意味のルビを左側に振っているものもある。「学問」は4回用い、読みを1回「がくもん」と附している。特に「学制」に「がくもんのしかた」、「学校」に「がくもんじょ」、また「不学」に「がくもんせぬ」と意味のルビを振っている。学校で学ぶという意

学事奨励に関する被仰出書（明治五年九月五日）

人々自ら其身を立て其産を治め其業を昌にして以て其生を遂るゆゑんものは他なし身を脩め智を開き才芸を長ずるによりなり而て其身を脩め知を開き才芸を長ずるは学にあらざれば能はず是れ学校の設あるゆゑんにして日用常行言語書算を初め士官農商百工技芸及び法律政治天文医療等に至る迄凡人の営むところの事学あらざるはなし人能く其才のあるところに應し勉勵して之に従事ししかして後初て生を治め産を興し業を昌にするを得べしされは学問は身を立るの財本ともいふべきものにして人たるもの誰か学ばずして可ならんや夫の道路に迷ひ飢餓に陥り家を破り身を喪の徒の如きは畢竟不学よりしてかかる過ちを生ずるなり従来学校の設ありてより年を歴ること久しといへども或は其道を得ざるよりして人其方向を誤り学問は士人以上の事とし農工商及婦女子に至つては之を度外におき学問の何物たるを弁せず又士人以上の稀に学ぶものも動もすれば国家の為にす唱へ身を立るの基

たるを知らずして或は詞章記誦の末に趨り空理虚談の途に陥り其論高尚に似たりといへども之を身に行ひ事に施すこと能ざるもの少からず是すなわち治襲の習弊にして文明普ねからず才芸長ぜずして貧乏破産喪家の徒多きゆゑなり是故に人たるものは学ばずんばあるべからず之を学ぶに宜しく其旨を誤るべからず之に依て今般文部省に於て学制を定め追々教則をも改正し布告に及ぶべきにつき自今以後一般の人民華士族農工商及婦女子必ず邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す人の父兄たるもの宜しく此意を体認し其愛育の情を厚くし其子弟をして必ず学に従事せしめざるべからざるものなり高上の學其人の材能に任かすといへども幼童の子弟は男女の別なく小学に従事せしめざるものは其父兄の越度たるべき事但従来治襲の弊学問は士人以上の事とし国家の為にす唱ふるを以て学費及其衣食の用に至る迄多く官に依頼し之を給するに非ざれば学ざる事と思ひ一生を自棄するもの少からず是皆惑へるの甚しきもの也自今以後此等の弊を改め一般の人民他事を抛ち自ら奮て必ず学に従事せしむべき様心得べき事

味は学問をすることだったのである。そして「学」にルビを「がくもん」と附しているのが3回ある。ルビは附していないが名詞としての「学」が2回ある。この他、動詞として使用している「学ぶ」が5回ある。このように「学制」は「学問」のためと解説したのである。

その主眼は「学問は身を立るの財本」に表れている。

つまり、立身の為だから「父兄たるもの……子弟をして必ず学に従事せしめざるべからざるもの」であったとした。これは岩倉具視一行の欧米視察の間に、大隈重信等の急進的開明派の方針が具体化されたもので、「一般の人民（華士族農工商及婦女子）必ず邑に不学の戸なく」に表れていた。しかし、学費は「官に依頼する「弊を改め」るべきであるとした。つまり、「学問

を修めることは人民の義務であり、そのために必要な経費は自分で支払うべきである、としていた。これが「学校焼き討ち」事件へ発展するのである⁽⁶⁾。

この「学制序文」の中にも「教育」は使われていないことが分かる。むしろ、「学問」とは「智を開き才芸を長ずる」ことだったのである。この「学制序文」の最後には地方官あてに「右之通被 仰出候条地方官ニ於テ辺隅小民ニ至ル迄不洩様便宜解釈ヲ加ヘ精細申論文部省規則ニ随ヒ学問普及致候様方法ヲ設可施行事」と指示していた。この指示は本文と差異はなく、「学問」の普及の指示だった。「学制」は人民に「教育」ではなく「学問」を義務化したのである。

「学制」が公布された同年に発行されて一世を風靡した福沢諭吉の「学問ノス、メ」（「初編」の初版は明治5年3月）は人民に勉学を勧めたのであり、この頃は福沢と政府の方針は一致していたのである。

以上のように、文部省設立を周知した布達も、学校の意義を人民に説いた「学制序文」も同様に「教育」を用いていなかったこと、それに変わる用語として「学問」の用語で説明していたことは基を一にするのであり、「文部省」という名称がこの「学問」に由来することが予想される。そこで「学問」と「文部省」との関連をみてみよう。

6. 「学問」の同義語と「文部省」

それでは「学問」の意味を調べてみよう。『広辞苑』（岩波書店）は次のように説明している。

がく・もん【学問・学文】①（学門とも書いた）勉学すること。武芸などに対して、学芸を修めること。また、そうして得られた知識。枕^三「さては古今の歌二十巻をみなうかべさせ給ふを御一にはせさせ給へ」。「一のある人」②（science(s)）一定の理論に基づいて体系化された知識と方法。哲学・史学・文学・社会科学・自然科学などの総称。

また、『日本国語大辞典』（小学館）は次のように説明している（詳細な例示は略す）。

がく-もん【学問・学文】[名] ①（一する）武芸などに対し、漢詩文、仏典、和歌など、広く学芸一般について学習し、体得すること。ものまなび。もと、男子のする漢学や仏典の学についていったが、のち、和歌、和文についてもいうようになった。（中略）②（一する）先生についたりまた、書物を読むことなどによって学芸を身につけること。また、その習得した知識。学識。（中略）③一定の

原理に従って、体系的に組織化された知識や方法。哲学、文学、科学など。学。（中略）

補注中世から近世にかけて「学文」と書くことが多い。

いずれの辞典も「がくもん」について「学問」と並べて「学文」を記していることが注目される。特に『日本国語大辞典』の補注に記してあることは明快である。また、②の例示の一つとして1873（明治6）年の小学読本に「人は、六七歳に至れば、皆小学校に入りて、一般の学文を習うべし」を紹介している（傍点引用者）。このように、明治になっても「学文」が使用されていたのである。「学問」、「学文」そして「文学」は近代になってもほぼ同義語として我が国では使用されていたことが分かる。

つまり、文部省は「学問」（学文）を担当する省庁であるため「学問省」または「学文省」だったはずである。「部」を用いるとすると「問部省」または「文部省」であるが、「文部」の方が好ましいということで「文部省」と命名したのではなかろうか。

ところで、「学制」では学費の支払いを義務化していたため、これに反対し「学校焼き討ち」事件を起こした庶民にも「学問」の用語が次第に定着していた。このことは二葉亭四迷の『浮雲』において、教育を受けていないお勢さんの母親が、お勢さんと結ばれようとしていた大学出でありながら失業した文三について「フム学問学問とお言いだけれども、立身出世すればこそ学問だ。」とお勢さんに言った陰口に表れている。初版が出たのは1887（明治20）年であった。つまり、一般社会では明治の半ばになっても「教育」ではなく「学問」が使われていたことが分かる。

7. 「文部省」名の変質

やがて「学制」に変え、「教育令」を公布したのは1879（明治12）年であり、徐々に「学問」と「教育」の併用が始まったのではなかろうか。この頃より「学問」と「教育」の用語が混同して用いられていたことが予想される。

「教育」と「学問」との分離を打ち出したのは、初代文部大臣（明治18～22年）の森有礼であった。森は第三次の「教育令」（1885（明治18年））を公布した時、それまでの「学問」と「教育」の使い分けのあいまいさを戒めたのである。つまり、国家が臣民に要求する教育と学問の種類と程度のあり方と同時に、逆に臣民が自分のためにする学問に対して国が行う補助の程度

のあり方について検討を始めたのである。同時に森をはじめとする文部省は、兵式体操、学生服の着用、運動会、修学旅行等の集団意識の強化のための行事等を奨励したことが思い起こされる。

文部省は「学問」を軽視して「教育」を重視したのである。「学制序文」で強調していた「学問の義務」から、「教育の義務」への転換であった。

最初に見たように、1877（明治10）年には教部省は既に内務省に併合されていたため、森が行おうとしていた改革の時点では「教部省」を使えはらずである。しかし、文部省の名称の変更はしなかった。明らかに老舗の看板を温存して、中身の改革を進めたのである。「学文の省」から「教育の省」への転換であった。つまり、「教育」を推進することにより「文部」という文字は実態を表さない看板となったのである。

このような改革について、森が思った「希望」と諸政策の「企望」⁽⁷⁾が、今日にどのように反映され、それを如何に評価すべきかが我々に問われているのであろう。それは森の評価が立場と視点によって揺れるように困難な事なのかもしれない。

8. 人民への「教育」の浸透

これまでに述べたような歴史的な事情を考慮すると、人民に「教育」の観念を植え付けたのは1890（明治23）年10月31日に「下賜」された「教育勅語」（以下「勅語」という）が契機であろう。しかし、「勅語」の「下賜」によって人民にただちに「教育」が浸透した、ということではない。「勅語」の「下賜」と人民による「教育」の認識は全く別である。

当時は今日のようにマスコミは発達していず、ラジオさえ無かった。新聞は発行されていたが「読売新聞」は「勅語」を掲載するも、その解説は全くしていない。「読売新聞」はその意味を重視していなかったのである。「朝日新聞」は若干の解説を記しているが、際だった解説ではない。その当時、「朝日新聞」の購読は多く見積もっても東京で23戸に1戸の割合である。地方ではより低かったはずである。つまり、新聞の報道によって「勅語」の意味が庶民に伝わったとは考えられないのである。

「勅語」を庶民が理解するようになったのは、「勅語」が下賜された翌日に文部大臣が発した「勅語奉体に關する文部大臣訓示」の影響ではなからうか。「勅語」では1回しか使用されていなかった「教育」が、「勅語」より短いこの訓示では2回も使用され、「天皇陛下深ク

臣民ノ教育ニ軫念シタマヒ」とあるように、「勅語」が「教育」に関する内容であることを意味づけようとしていたことが分かる。

「勅語」は学校で覚えさせられ、宿題として児童は父母の仕事の横で復唱したことであろう。父母達もその意味よりも「教育勅語」という名称と、それが庶民にとって重要な内容を含んでいるのであろう、と思ったに違いない⁽⁸⁾。

明治期には文部省の廃止論が国会でも議論されたという⁽⁹⁾。政策的に弱かった文部省が批判されたのであるが、その批判をかわし、文部省の強化策に「勅語」を利用したことは十分に予想される。このような「勅語」の精神により「教育」が使用されたといえよう。ここで、「教育」の成立とその意味について論じなければならないが、「補論」にゆずることにする。

「勅語」の奉読と児童への暗唱の強制によって「教育」という言葉は人民に次第に浸透したはずである。その「教育」とは「勅語」の内容が意味するように「徳性」に関することであったのである。

このようにして、文部省は看板を変えぬまま、学問ではなく教育を強制する省へと大変身をして今日に至っているといえよう。

おわりに

以上のような「文部省」についての疑問が今日提起されていないことは、その変質を国民が生を受けた時から疑わないように教育されているからである。文部科学省は「文部」の用語を守るのであれば、初志に返り、学問＝学習を奨励する省になるべきであろう。一方、国民は「文部」の意味を正しく政策化すべきことを求めるべきではなからうか。

ただし、「教育」の語句を全廃する必要はない。「教育」を用いた重要な活動もあることを認める⁽¹⁰⁾。しかし、「学問」と「教育」とのあり方を検討すべきことが今日の緊要な課題ではなからうか。

イギリスでは従来の雇用省と教育科学省を統合して、教育雇用省にし、さらに2001年には教育職業技能省（Department for Education and Skills）に改称した。そして、学歴資格と職業資格を統合するためのGNVQ（General National Vocational Qualification）の整備を着々と進めている⁽¹¹⁾。今日のようなわが国の「教育」観ではイギリスのような本質的な省庁の再編は我が国では不可能なのではなからうか。

補論 "Education"は「教育」ではない

教育の混乱の大きな要因の一つに、「教育」の概念の問題がある。我が国の英和辞典、和英辞典のほとんどは「教育」と"Education"を同じ概念として定義している。日本教育学会の用語集においても同様である。

このことに疑問を挟んだ人は後述する福沢諭吉と、川上正光⁽¹²⁾、及び村瀬・田中ぐらゐであろう⁽¹³⁾。今日、"Education"を「教育」としていることは以下に見るように日本的な“意識”だったのである。

「教育」の概念は今日の教育の営みに様々な問題を投げかけていることを知識人も危惧している。例えば鶴見氏はその再定義を試みている⁽¹⁴⁾。しかし、国民一人ひとりの主体の形成にとって「教育」という言葉でなければならないという論理が明らかではない。むしろ以下に述べるように、その目的に「教育」は向かないのである。また、再定義が可能なのか、再定義すべきなのかの問題であろう。ある言葉の意味やその定義を特定の人々が意図的に変えることが一般的に認められるのであろうか。鶴見氏の「教育」の再定義が成功しているとは思えない。つまり、「教育」の言葉では今日の教育は改革できないといえる⁽¹⁵⁾。

補論では「教育」がこのような問題を孕むようになった経過について解明したい⁽¹⁶⁾。

①「教育」と"Education"の誕生

「教育」は孟子の次のような言葉⁽¹⁷⁾によって最初に創られたとされている。

得天下英才而教育之

問題はこの言葉の創られた状況である。この時の「教育」とは、王智新の指摘のように⁽¹⁸⁾、君子(国王)の役割を提案したものである。すなわち、ここでの「教育」は「育才」の意であり、近代に求められる教育の有るべき姿を意味した熟語ではない。

一方、"Education"は例えば、『ランダムハウス英和大辞典』(1981)によれば、「educate」、「education」はラテン語に始まり、educate < educat (us) brought up, taught (ptp. of educare) = e-E- + -duc- lead + atus-ATE, education < L education (s. of educatio) = educat (us) (→EDUCATE) + -ion- -IONと説明している。

②「教育」は"Education"ではなかった

本論でも紹介したように、森有礼が1871(明治4)年にアメリカでまとめた"Education in Japan"を、清国は日本語訳本よりも早く1896(明治29)年に中国語に訳した。しかしその書名は『文学興国策』であった。

これは中国人の思想形成及び中国の近代“教育”改革に重要な影響を与え、版を何十回も重ね、1916年ごろまでに数万部売れ、さらに海賊版まで出たという。ここで我々が注目すべき事は、森が記した"Education"を訳者のアレンがあえて「教育」と訳さなかったことである。このことは、王氏が述べるように孟子以来の「教育」とは異なる意味を"Education"が有していたからであろう。

また、1970年にD.C.LAUは『孟子』を翻訳した"Mencius"をPenguin Booksより出版している。L A Uは"Mencius"において、君子の役割であった「得天下英才而教育之」を次のように訳している。

He has the good fortune of having the most talented pupils in the Empire.

すなわち、L A Uは「教育」を"Education"とは訳していないのである。これは孟子の「教育」の意味が、"Education"ではないからであろう⁽¹⁹⁾。

文部省は1876(明治9)年にフィラデルフィア万博のために文部省としてTHE JAPANESE DEPARTMENT OF EDUCATIONを使用して、“AN OUTLINE HISTORY OF JAPANESE EDUCATION”を出版展示したが、同書のAPPENDIXでは“MONBUSHO, OR DEPARTMENT OF EDUCATION”としていた。2年後のパリ博のために再版した書では、本文は全く同じである⁽²⁰⁾が、発行者名のMONBUSHOの次に[DEPARTMENT OF EDUCATION]を記して、同書等にて"Education"と「文部」とを関連づけていたことが分かる。同時に"Education"は「学問」の意味であったはずである。このことは、①第4章"EDUCATION SINCE THE REVOLUTION"の9節“Code of Education”では「学制」のことを“important document”として、その説明の冒頭にて“By education men learn to acquire property, praise learned professions, perform public services, and make themselves independent of the help of their fellowmen.”と記し、以下で解明するような当時の"Education"の意味を考えると、「学制序文」と類似した説明をしていたこと、②また、再版では書名の次に“LITERATURE AND ARTS”と記していたことから窺える。

③我が国における「教育」の普及

「教育」と"Education"との出会いについては村瀬等が明らかにしている⁽²¹⁾が、両者の出会い後の社会的状況をみるためにHepbun(ヘボン)が纏めた『和英語林

集成』の変遷を見ると第2表の通りである。ヘボンが参考にした1603年の『日葡辞書』と1830年の『英和英語彙集』の2種⁽²²⁾の辞書に「教育」はなかった。また、「大部分は書物でなく生きた人間の先生に依存」しながら纏めているので、当時の世相を反映していると思われる。

ヘボンは表のように、“Education”と「教育」を初版（慶応4年）に取り上げなかった。再版（明治5年）でも同概念ではなかった。第3版（明治19年）になっても、今日のようにお互いに第一番目の訳語ではなかった。しかも他の日本語とは異なり漢字だけではなく「教育」の意味として「oshiye sodateru」も附して

いたことは、当時「教育」が一般には未だ使われていなかったことを推測させる。

一方、「学問」は第一に“Learning”で変化がないこと、「文学」は初版と再版では「学問」と同義であり、3版で“Learning”がなくなっている変化のみである。

また、“Learning”は三版とも「Gakumon」のみであり、“Instruction”は再版後に「kiyō-iku」が当てられていることも注目される。

ヘボンの辞書の変遷からも分かるが、また本論でも述べたように、一般庶民の間では明治になっても「教育」の言葉は必要でなかった。それでは、どのような経過で庶民に「教育」の用語が普及したのであろうか。

第2表 ヘボン編『和英語林集成』の変化

	「教育」の対訳	"Education"の対訳
初版(1867年)	(「教育」はない)	("Education"はない)
再版(1872年)	教育 (oshiye sodateru), Instruction, education	EDUCATION, Kiyōju, Kyōkun, shi-tate.
3版(1886年)	教育 (oshiye sodateru), Instruction, education.	EDUCATION, Kyōju, Kyōkun, shitate, kyō-iku
	「学問」・「文学」の対訳	"Instruction", "learning"の対訳
初版 1867年	學問, Learning, literature, science 文學, Learning to read, pursuing literary studies, especially the Chinese classics.	INSTRUCTION, Oshiye; kiyōkun; itszke, shi-nan; denju. LEARNING, Gakumon.
再版 1872年	學問(同上) 文學(同上)	INSTRUCTION, Oshiye, kiyōkun, ii-tsuke, shi-nan, denju, kiyō-iku, kiyō-yu. LEARNING, Gakumon.
3版 1886年	學問(同上) 文學, Literature; literary studies; especially the Chinese classics.	INSTRUCTION(同上) LEARNING, Gakumon.

④福沢諭吉の「發育」論

周知のように福沢諭吉は1889（明治22）年に「学校は人に物を教うる所にあらず、ただその天資の發達を妨げずしてよくこれを發育するための具なり。教育の文字はなほだ穩当ならず、よろしくこれを發育と稱すべきなり」と主張した⁽²³⁾。この論旨はどのようにして出されたのであろうか。

福沢は最初にアメリカに渡った1860年、中浜万次郎の薦めでウェブスターを購入したという。さらに福沢は1861年には幕府派遣の一員としてヨーロッパにも渡ったが、その時400両を支度金に貰い、その内100両を母に渡し、残りは本を買ったそうである。このことからイギリスにおいて、新たなウェブスターを購入している可能性は高い。ウェブスターの1852年版（または1849年版：ロンドン版）では“Education”の説明は次のようになっている。

Act of educating; the act of developing and cultivating; the various physical, intellectual, and moral faculty; formation of the manners, and improvement of the mind; instruction; tuition; nurture.
更にウェブスターは1864年版では“calling”や“skill”

を用いて説明している。ほぼ、今日の解説に近い定義となっている。「教育」の定義については本論のはじめに『広辞苑』をみたが、上の“Education”の定義との違いは明らかである。

日本語の一般辞書における「教育」と英英辞書における“education”との定義の大きな違いは、“education”には“develop”あるいは“development”の語があることである。“develop”の意味は“①to unfold gradually or in detail: set forth by degrees. ②to apply chemicals to exposed photographic material (as a film) in order to bring out the picture. ③to bring out the possibilities of”とある。上の説明のように、“develop”は“Education”の望ましい過程を想い描くことができる。

上のような背景から福沢の先の「發育」論が出たのではなかろうか。勿論、“教育勅語”が渙発される時節をにらんでの政府への牽制が主たる目的だったであろうが。

このように、「教育」と“Education”の定義は異なるといえる。ちなみにポケット版であっても1995年版のウェブスターは次のような説明をしている。“education”は能力の“to develop”であり、能力として必ず職業

に関する言葉が含まれているのである。

ed-u-cate (eɪ'ʊ kɑ:t, eɪ'ə-) vt. **-cat'ed, -cat'ing** [**< L e-, out + ducere, to lead**] **1 to develop the knowledge, skill, or character of, esp. by formal schooling; teach 2 to pay for the schooling of —ed'u-ca'tor n.**
ed'u-ca'tion n. **1 the process of educating; teaching 2 knowledge, etc. thus developed 3 formal schooling —ed'u-ca'tion-al adj.**

⑤「教育」と"Education"との同定

にもかかわらず、「教育」と"Education"が同じとする今日の理解はどのようにして生じたのであろうか。つまり、辞書を編集したり啓蒙的な論文等を書く日本の知識人は、福沢を除いて"education"が「教育」であるという観念をどのようにして持つようになったのであろうか。例えば、当時の英和、和英の辞典をピック

アップして訳語を見たのが第3、第4表である。"Education"は明治の20年代から取り上げられているが、Hの『英和実用字典』のように大正時代に入っても取り上げていない辞書もあったのである。また、"Education"の訳語として第1番に「教育」をあげるのは明治20年代の末期からであり、言葉の定義は時代により変化することを示している。

一方、多くの和英辞書において「教育」の語句が掲載されるのは“教育勅語”の渙発以降の明治20年代の後期からであるといえる。しかし、eの『袖珍和英新辞典』のように、明治の30年代になっても「教育」を語句として採用していないものがあつたことは注目される。このことは『浮雲』に表れていたように、当時の社会において「教育」の言葉を使用しなくとも不都合がなかったことを示している。また「教育」の訳語として"Education"が定着するのは明治の30年代からで

第3表 明治期の英和辞書における"Education"の訳法

	発行年	編著者	書名	総頁	発行所	"Education"の訳語
A	明治20年	柴田昌吉他	英和字彙	953	同盟書房	養育、教育、教訓
B	明治23年	棚橋一郎	英和辞書	1291	戸田直秀	養育、教育、教訓
C	明治27年	イーストレーキ他	英和新辞林	1361	三省堂	教育、訓練
D	明治31年	F.W.EASTLAKE	学生用英和字典	1344	博文館	教育、教養、教訓、教化
E	明治34年	和田垣謙三	新英和字典	1012	大倉書店	教育、教訓、教誨
F	明治36年	長谷川方文	新英和辞林	411	六盟館	教育、養育、教訓、訓練、薰陶
G	明治43年	上野陽一他編	学生英和辞典	830	博報堂	1.教育,2.飼養(蜜蜂,蚕等の)3.馴致
H	大正4年	菅谷与吉	英和実用字典	235	日吉堂	(無い)

第4表 明治期の和英辞書における「教育」の訳法

	発行年月	編著者	書名	総頁	発行所	「教育」の訳語
a	明治22年	中村国太郎	寸珍和英字彙	736	大倉書店	(無い)
b	明治23年	杉江輔人	和英新ディスク辞書	833	積善館	(無い)
c	明治26年	林曾登吉	新選和英辞書	778	細川書房	Instruction,education
d	明治29年	F.BRINKLEY,R.A	和英大辞典	1687	三省堂	Education; instruction
e	明治32年	高橋五郎他	袖珍和英新辞典	826	積善館	(無い)
f	明治33年	島田 豊	学生用和英字典	1322	博文館	Instruction,education
g	明治37年	佐久間信恭	和英中辞林	1180	郁文社	Education; instruction
h	明治41年	和田垣健三	和英新辞典	643	修学堂	Education; instruction

(表中「無い」とは対象の語句を取り上げていないという意味である。)

あることが分かる。

「教育」が"Education"であることを決定的にしたのは1907(明治40)年に内外に公開された“教育勅語”の「官定英訳」であつたと思われる。それは“THE IMPERIAL RESCRIPT ON EDUCATION.”であつた⁽²⁴⁾。しかし文部省も“教育勅語”が「教育」の内容ではなく、「外邦の語に訳すること」の趣旨は、「我国修身教育の

旨趣を窺わしむるに於て、便益を加えたるを疑わざるなり」としていた。つまり、内容が修身教育だということを知覚していたのである。「修身教育」の内容であつた「勅語」を“教育勅語”とし、その「教育」を"Education"と同じとしてわが国の「教育」の概念が醸成されたと言えよう。

“教育勅語”は公然と批判できず、その“教育勅語”の

翻訳が「教育」を"Education"として紹介していることを否定することは困難であったろう。この官定英訳が出た後は「教育」を"Education"と結びつけざるを得なかったはずである。

このことは明治40年代になって「政治的忠誠心をもつ国民を広い範囲で創出したと見て良い」⁽²⁵⁾ という指摘があるように、知識人も当然その一人であったはずだからである。このような思考形式は、英和、和英の辞典を編集した英文学者にも、教育学の研究者にもそのまま今日まで受け継がれたのではなからうか。このように、「教育」と"Education"を相互に第一義的な訳語として人民一般が理解するようになったのは明治40年代になってからだといえよう。

以上のような過程を経てわが国で意味づけられた「教育」という言葉を今日でも使用している現実を再検討すべきであろう。「教育勅語」の精神を念頭において戦後の「日本国憲法」、「教育基本法」が検討され、成立したのであり、戦前と戦後の「教育」概念が異な

るといえるのが問題となる。なぜなら、「教育勅語」が国会にて失効確認されたのは昭和23年6月であるからである。

"Philosophy"を「哲学」と意図的に訳し、このことを誰もが理解して研究を進めている哲学の分野では良いとしても、その差異を認識していない教育の分野では根本的な問題があるといえよう。例えば近年、国の教育を問題視する立場から「生涯学習」という言葉によってこれまでの教育＝学習活動を見直そうとする動きがあるが、この用語には本稿で明らかにした「教育」を国民に定着させてきた過程とは逆に、本来は"Lifelong Education"であったものを、「学制」がめざしたように国民への「学習の義務」化として位置づけようとする論理を孕んでいるからである。つまり我が国の「生涯学習」論はその主体を不明確にするのである⁽²⁶⁾。この新たな問題は「教育」の言葉の概念を不明確にしたままに「生涯学習」を論じているために生じるといえよう。



(注)

- (1) 本稿は2004年10月の日本教育史学会シンポジウム「人間形成をめぐる普通教育と職業教育の展開」において報告した時の配布資料、「近代化・現代化過程における"Education"観の欠落史」の第1部「日本的『教育』観の醸成」を再編したものである。第2部「戦後教育学研究における欠落視点」は日本教育史学会『日本の教育史学』第48集、2005年5月（発行予定）を参照されたい。
- (2) 東京都立図書館所蔵（原版はカラーである）。
- (3) 向井満翻訳、黒田清隆監修『新パネル日本史 近世編』所収、飛鳥。
- (4) 他に公家の学習院、幕府の昌平坂学問所があった。
- (5) 『明治以降教育制度発達史第1巻』、講談社、昭和39年重版、傍点引用者。
- (6) 木村力雄『「学制」に関する一考察』、職業訓練大 学校調査研究報告書第13号、昭和42年度。
- (7) 木村力雄『異文化遍歴者森有礼』、福村出版、1986年12月。
- (8) 小学校の義務制が4年だった頃の少年が、老齢になっても「勅語」をそらんじていたことが知られていることが物語っている。
- (9) 坂口茂『近代日本の愛国思想教育（補巻）』、星雲社、2004年7月。

- (10) 例えば「教育」の文字を使用する場合、最も適切なのは「企業内教育」である。「企業内教育」の用語は教育学の分野では山崎昌甫元教授が最初に使用したが、当時、「企業内教育」は教育ではない、と批判されたそう。むしろ「学校教育」が最も適合しない言葉であろう。
- (11) 柳田雅明『イギリスにおける「資格制度」の研究』、多賀出版、2004年2月。
- (12) 川上正光『日本に先生らしい先生はいるのか』、閣文社、1990年。川上は1866年発行の『改正増補英和対訳袖珍辞書』を編集した堀越亀之助を「誤訳犯」としたが、堀越亀之助は既に発行されていた英華・華英辞典を参考にして辞書を編集したために「誤訳」したのである。
- (13) 村瀬勉は『「EDUCATION」私考』を1992年に「I V Tジャーナル」Vol.5.No.24に、筆者は「"Education"は『教育』ではない」を1999年に『技能と技術』第34巻第6号に発表している。
- (14) 鶴見俊輔『教育再定義への試み』、岩波書店、1999年10月。
- (15) 様々な「教育改革」の論が成功しないのは、先ず「教育」の概念を誤解しているからだと言える。我々は、"Pedagogy"（教育学＝子どもを導くという意味）と"Andragogy"（成人教育学＝大人を導く

- という意味)のように、子どもと大人を区別せずに「職業または仕事を(へ)導く」という意味の"Ergonagy"を提唱している。田中萬年・戸田勝也「職業訓練学の位置と構造」、『職業能力開発研究第17巻』、1999年3月参照。
- (16)より詳しくは拙著『生きること・働くこと・学ぶことー「教育」の再検討ー』、技術と人間、2002年をご参照頂きたい。
- (17)小林勝人訳注『孟子(下)』、岩波文庫。
- (18)王智新「中国における近代西洋教育思想の伝播と変容について(1)」、『宮崎公立大学人文学部紀要』、1999年。
- (19)近年中国で使用されている「教育」は王氏によると、日清戦争[中国名「甲午戦争」1894~95年]以後に日本より逆移入されたという。
- (20)再版のAPPENDIXは初版にあった掲載資料を削減していた。
- (21)村瀬勉・田中萬年「『教育』と『EDUCATION』との出会い」、『職業能力開発総合大学校紀要第30号B』、2001年3月。
- (22)大島智夫『ヘボン『和英語林集成』の背景』、明治学院大学キリスト教研究所、1996年3月。
- (23)福沢諭吉「文明教育論」、山住正巳編『福沢諭吉教育論集』、岩波文庫、1991年3月。
- (24)平田諭治「官定英訳教育勅語における翻訳の思想」、『英学史研究第26号』、1993年。
- (25)副田義也『教育勅語の社会史』、有信堂、1997年10月。
- (26)田中萬年「生涯学習ー誰がその主役なのかー」、大阪市『都市問題研究』、平成15年11月。

The meaning of "MONBU-SHO" and its deterioration

– The character of a word "MON" –

Kazutoshi TANAKA

In Japan, the Meiji government created a Ministry of Education in 1871 (the fourth year of Meiji), and the Japanese word for the Ministry is "MONBU-SHO." From this word, however, we cannot infer what the purpose of the Ministry is. In the notification for the purpose of the establishment of the Ministry and in the explanation for the foundation of a school system, we can find the word "GAKUMON (learning)" but not "KYO-IKU (education)." The purpose, therefore, seems to be giving "GAKUMON" to the Japanese people.

In 1877 (the eighteenth year of Meiji) "MONBU-SHO" took the initiative in converting its purpose from "GAKUMON" to "KYO-IKU," but did not repaint its signboard "MONBU-SHO" — intentionally or not, it has kept the meaning of "GAKUMON, learning" and has been developing "KYO-IKU."

In supplementary, it is shown that the Japanese word "KYO-IKU" is not equivalent to the English word "education."